



金沢市公報

第2582号

平成20年(2008年)3月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| ●告示 | |
| ○平成14年告示第62号(金沢市商業環境形成指針を定めたことについて)の一部改正について (商業振興課) | 1 |
| ○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課) | 1 |
| ○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課) | 2 |
| ○生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について () | 2 |
| ○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための施術を担当させる者の指定について () | 2 |
| ○都市計画の決定について (都市計画課) | 3 |
| ○都市計画の変更について () | 3 |
| ●公告 | |
| ○金沢市用水保全条例の規定に基づき指定した保全用水の位置及び用水保全基準の変更案の縦覧について (歴史建造物整備課) | 3 |
| ○予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター) | 4 |
| ○一般廃棄物処理計画のうち平成20年度の実施計画について (環境総務課) | 5 |
| ○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課) | 9 |
| ○地区計画等の原案の縦覧について (都市計画課) | 9 |
| ○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) | 9 |
| ●監査公表 | |
| ○監査公表(第3号) (監査事務局) | 10 |
| ●農業委員会告示 | |
| ○第610回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局) | 10 |
| ●消防局公告 | |
| ○消防車のサイレンの使用について (警防課) | 11 |
| ●公営企業告示 | |
| ○昭和50年公営企業告示第1号(金沢市公営企業出納取扱金融機関について)の一部改正について (企業総務課) | 11 |
| ○昭和50年公営企業告示第2号(収納取扱金融機関について)の一部改正について () | 11 |

告 示

●金沢市告示第39号

平成14年告示第62号(金沢市商業環境形成指針を定めたことについて)の一部を次のように改正する。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

表備考第2項中「金沢市中心市街地活性化基本計画」の次に「(平成16年3月策定)」を加え、同備考第4項を次のように改める。

4 平成20年4月1日時点において土地区画整理事業を実施し、又は計画している地区(計画している地区とは、大河端地区及び大友地区をいいます。)における幹線道路沿いの店舗面積の上限は、当該土地区画整理事業が完了するまでに着工されるものに限る、5,000㎡とします。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

●金沢市告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 区 分 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|--------|----------------|-------------------------|------------------------|------------|
| 日吉ヶ丘町会 | 事務所の所在地 | 金沢市利屋町177番地 | 金沢市利屋町75番地 | 平成18年1月15日 |
| | 代表者の氏名 及び住所 | 若林 光彦 金沢市利屋町177番地 | 坂 耕司 金沢市利屋町75番地 | 平成18年1月15日 |
| 竹又町町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 北本 進 金沢市竹又町イ152番甲地 | 林 健一 金沢市竹又町イ148番地 | 平成20年1月1日 |
| 鈴見町町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 鈴見 光一 金沢市鈴見町ニ44番地3 | 鈴木 勉 金沢市鈴見町ニ6番地1 | 平成20年1月6日 |
| 堅田町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 奥田 秀治 金沢市堅田町丙62番地 | 北村 繁雄 金沢市堅田町乙128番地1 | 平成20年1月20日 |
| 大河端町町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 八十嶋 淳一 金沢市大河端町ホ51番地 | 中谷 義宏 金沢市大河端町ホ44番地 | 平成20年1月20日 |
| 藤江南町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 生島 興吉 金沢市藤江南1丁目72番地6 | 白崎 繁 金沢市藤江南1丁目46番地 | 平成20年1月26日 |

●金沢市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------------------------------|---------------|-------------|
| 社団法人 石川勤労者医療協会 訪問看護ステーションまごころ24 | 金沢市上荒屋1丁目79番地 | 平成19年12月1日 |
| 中谷整形外科 | 金沢市泉本町4丁目12番地 | 平成19年12月25日 |

●金沢市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------|-------------------------------|-------------|
| 中谷整形外科 | 金沢市泉本町4丁目12番地 | 平成19年12月24日 |
| タカ歯科医院 | 金沢市入江3丁目117番地 ファミリーポート入江1F | 平成20年1月31日 |

●金沢市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 施 術 者 | 施 術 所 | | 指定年月日 |
|-------|------------|--------------|-----------|
| | 名 称 | 所 在 地 | |
| 角 一 則 | 城北マッサージ治療院 | 金沢市三池町193番地6 | 平成20年2月1日 |

●金沢市告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 都市計画の種類 | 都市計画を決定した土地の区域 | 縦覧場所 | 備 考 |
|----------------|--------------------------|-------------------------|----------|
| 金沢都市計画 地区計画 | 金沢市田上町、田上本町及び 銚子町の各一部 | 金 沢 市 都市整備局 都市計画課 | 太陽が丘東部地区 |

●金沢市告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 都市計画の種類 | 都市計画を変更した土地の区域 | 縦覧場所 | 備 考 |
|----------------|--|-------------------------|------------------------|
| 金沢都市計画 用途地域 | 金沢市田上町、田上本町及び銚子町の各一部 | 金 沢 市 都市整備局 都市計画課 | 太陽ヶ丘地区 |
| 金沢都市計画 道 路 | 金沢市西金沢1丁目及び米泉町7丁目の各一部 | | 3. 4. 21号 西金沢駅通り線 |
| | 金沢市保古1丁目、保古2丁目、西金沢新町、 米泉町10丁目及び西金沢2丁目の各一部 | | 3. 4. 32号 松島西金沢線 |
| | 金沢市西金沢1丁目及び西金沢2丁目の各一部 | | 8. 7. 16号 西金沢駅前広場線 |
| 金沢都市計画 公 園 | 問屋町3丁目の一部 | | 2・2・100号 問屋町3丁目児童公園 |
| | 問屋町2丁目の一部 | | 2・2・101号 問屋町第2児童公園 |
| | 三口町火部の一部 | | 2・2・125号 三口町第1児童公園 |
| | 西金沢2丁目の一部 | | 2・2・539号 西金沢2丁目公園 |

公 告

金沢市用水保全条例（平成8年条例第7号）の規定により指定した保全用水について、その位置及び用水保全基準の変更案を作成したので、金沢市用水保全条例施行規則（平成8年規則第6号）第3条第1項及び第4条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該変更案に係る用水に接する土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、平成20年4月11日までに、当該変更案について金沢市長に意見書を提出することができます。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

1 保全用水の名称及び区間

| 番号 | 用 水 名 | 区 間 |
|----|---------|--------------------------|
| 1 | 長 坂 用 水 | 山川町チ36番地先から山科町チ108番地1先まで |

2 保全用水図

別図（登載省略）のとおり

3 用水保全基準となる事項とその内容

(1) 用水保全基準となる事項

ア 基本事項

イ 用水の景観に関する事項

ウ 開きょ化の促進に関する事項

エ 清流の確保に関する事項

オ 用水の利用に関する事項

カ その他

(2) 用水保全基準の内容

別紙（登載省略）のとおり

4 縦覧場所

金沢市都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課用水・惣構堀保全室

5 縦覧期間

平成20年3月21日から同年4月4日まで

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

急性灰白髄炎

2 予防接種の対象者の範囲

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 予防接種を行う期日及び場所

| 予防接種を行う期日 | 予防接種を行う主たる場所 | |
|---------------|---------------|----------------|
| | 名 称 | 所 在 地 |
| 平成20年5月8日（木） | 金沢市教育プラザ富樫 | 金沢市富樫3丁目10番1号 |
| | 金沢市額公民館 | 金沢市額谷3丁目1番地1 |
| 平成20年5月9日（金） | 石川県立武道館 | 金沢市小坂町西8番地3 |
| 平成20年5月12日（月） | 金沢市駅西福祉健康センター | 金沢市西念3丁目4番25号 |
| 平成20年5月15日（木） | 金沢市元町福祉健康センター | 金沢市元町1丁目12番12号 |
| 平成20年5月19日（月） | 金沢市教育プラザ富樫 | 金沢市富樫3丁目10番1号 |
| 平成20年5月22日（木） | 粟崎文化センター | 金沢市粟崎町1丁目3番地 |
| 平成20年5月23日（金） | 金沢市森本公民館 | 金沢市南森本町チ103番地1 |
| 平成20年5月26日（月） | 金沢市教育プラザ富樫 | 金沢市富樫3丁目10番1号 |
| | 上若松町会館 | 金沢市上若松町59番地1 |
| 平成20年5月28日（水） | 金沢市西南部公民館 | 金沢市西金沢3丁目684番地 |
| 平成20年5月29日（木） | 金沢市駅西福祉健康センター | 金沢市西念3丁目4番25号 |
| 平成20年6月2日（月） | 金沢市安原公民館 | 金沢市福増町22街区1番地 |
| 平成20年6月3日（火） | 金沢市泉野福祉健康センター | 金沢市泉野町6丁目15番5号 |
| 平成20年6月5日（木） | 金沢市駅西福祉健康センター | 金沢市西念3丁目4番25号 |

4 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかに発熱をしている者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成20年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

1 実施期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 処理区域

金沢市全域

3 収集処理

(1) し尿を除く一般廃棄物

① 発生量（見込）

| 区 分 | | 発 生 量 | 合 計 |
|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 市の 関与 量 | 燃 や す ご み | 140,589トン/年 | 178,562トン/年 |
| | 不 燃 ・ 粗 大 ご み | 15,771トン/年 | |
| | 資 源 回 収 ご み | 12,030トン/年 | |
| | 水 銀 含 有 ご み | 172トン/年 | |
| | 集 団 回 収 ご み | 10,000トン/年 | |

② 収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

| 区 分 | 収 集 ・ 運 搬 | | 収集回数及び収集方法等 | 処分方法 |
|---------------|---|-------|-----------------|------------------|
| 燃 や す ご み | 直 営 ・ 委 託 | | 週2回 ステーション収集 | 焼却 |
| | 自 己 搬 入 | | 平日随時受入れ | |
| 不 燃 ・ 粗 大 ご み | 埋立ごみ | 直営・委託 | 月1回 ステーション収集 | 破碎・資源化・ 焼却・埋立 |
| | 粗大ごみ | 直営 | 随 時 有 料 戸 別 収 集 | |
| | 多量ごみ | 直営 | 随 時 有 料 戸 別 収 集 | |
| | 自 己 搬 入 | | 平日随時受入れ | |
| 資 源 回 収 ご み | あき缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ、フロン回収製品 | 直営・委託 | 月2回 ステーション収集 | 資源化 |
| | あきびん | 直営・委託 | 月1回 ステーション収集 | |
| | 金属 | 直営・委託 | 月1回 ステーション収集 | |
| | 自 己 搬 入 | | 土日のみ随時受入れ | |
| 水 銀 含 有 ご み | 直 営 ・ 委 託 | | 月2回 ステーション収集 | 資源化 |
| | 自 己 搬 入 | | 土日のみ随時受入れ | |

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

- ※ 燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属（全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶（一辺の長さが25センチメートル以上のもの））及びライターを収集する。
- ※ 資源回収ごみの収集日には、あき缶（一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品（除湿機）並びに水銀含有ごみを収集する。
- また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。
- ※ 廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管方式）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機は収集しない。
- また、家庭用使用済パソコン及び二次電池はメーカー等の自主回収による。
- ※ 市の定める排出禁止物は収集しない。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

| 区 分 | 収集・運搬 | 収集回数及び収集方法等 | 処分方法 |
|-----------|-------|-------------|------|
| 燃 や す ご み | 許可業者 | 随時有料戸別収集 | 焼却 |
| | 自己搬入 | 随時受入れ | |
| 不燃・粗大ごみ | 許可業者 | 随時有料戸別収集 | 埋立 |
| | 自己搬入 | 随時受入れ | |
| 資源回収ごみ | 許可業者 | 随時有料戸別収集 | 資源化 |

イ 廃棄物を排出する際の原則

- (ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。
- (イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。
- (ウ) 排出に使用のごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

③ 一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・「金沢53ダイエット・ネットワーク」による減量活動の推進
- ・家具等のリユース（再使用）の拡大など

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・もったいないフェスタ金沢の開催
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・大学生との3R推進パートナーシップ事業など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所向けパンフレットの作成及び指導並びに大規模事業所における減量化計画書の提出など

オ 不法投棄防止対策

- ・6月の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「不法投棄防止強化月間」に合同監視パトロールなどを実施

カ 顕彰制度等の推進

- ・金沢市環境美化推進功労者表彰
- ・学童を対象にした「3R子どもかべ新聞コンクール」など

④ 資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付。

イ 事業所に対するペットボトル及び容器包装プラスチックの分別、資源化の指導を強化。

ウ 集団回収量拡大のため、回収団体の増加を図るとともに奨励金を交付。

⑤ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量(見込)

| 区 分 | | 廃棄物の量 | |
|------------------|--------|---------------|-------------|
| 市 関 与 量 | 家庭系廃棄物 | 燃 や す ご み | 84,731トン/年 |
| | | 不 燃 ・ 粗 大 ご み | 6,828トン/年 |
| | | 資 源 回 収 ご み | 12,022トン/年 |
| | | 水 銀 含 有 ご み | 172トン/年 |
| | | 計 | 103,753トン/年 |
| | 事業系廃棄物 | 燃 や す ご み | 55,858トン/年 |
| | | 不 燃 ・ 粗 大 ご み | 8,943トン/年 |
| | | 資 源 回 収 ご み | 8トン/年 |
| | | 計 | 64,809トン/年 |
| | 合 計 | | 168,562トン/年 |

⑥ 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

| | | |
|---------|--------------|--------------|
| 名 称 | 西部クリーンセンター | 東部クリーンセンター |
| 所 在 地 | 金沢市東力町ハ284番地 | 金沢市鳴和台357番地 |
| 型式・形式 | 全連続燃焼式ストーカー炉 | 全連続燃焼式ストーカー炉 |
| 処 理 能 力 | 350トン/日 | 250トン/日 |
| 炉 数 | 175トン/日×2基 | 125トン/日×2基 |

(イ) 破碎処理施設

| | |
|---------|---------------|
| 名 称 | 戸室リサイクルプラザ |
| 所 在 地 | 金沢市戸室新保ハ604番地 |
| 処 理 内 容 | 不燃・粗大ごみの破碎・選別 |
| 処 理 能 力 | 66トン/日 |

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

| | | |
|---------|------------------------------|-------------|
| 名 称 | 西部リサイクルプラザ | 東部リサイクルプラザ |
| 所 在 地 | 金沢市糸田新町1番30号 | 金沢市鳴和台432番地 |
| 処 理 内 容 | 金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包 | |
| 処 理 能 力 | 12トン/日 | 12トン/日 |

※ それぞれ、びんの保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

| | |
|---------|---------------------|
| 名 称 | 戸室リサイクルプラザ |
| 所 在 地 | 金沢市戸室新保ハ604番地 |
| 処 理 内 容 | 容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包 |
| 処 理 能 力 | 25トン/日 |

イ 最終処分場

| | |
|-------|-----------------|
| 名 称 | 戸室新保埋立場 |
| 所 在 地 | 金沢市戸室新保り48番地1 |
| 埋立方法 | サンドイッチ工法 |
| 埋立容量 | 3,946,000立方メートル |
| 埋立残容量 | 1,563,000立方メートル |

(2) し尿

① 発生量(見込)

| 区 分 | 発 生 量 | 合 計 |
|-------|----------------|----------------|
| し 尿 | 2,693キロリットル/年 | 17,524キロリットル/年 |
| 浄化槽汚泥 | 14,831キロリットル/年 | |

② 収集・運搬及び処理方法

| 区 分 | 収 集・運 搬 | 処 理 方 法 |
|-------|---------|-------------|
| し 尿 | 許可業者 | 好気性消化一次処理方式 |
| 浄化槽汚泥 | | |

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込)

| 区 分 | 廃棄物の量 | 収集回数 | 収集方法 |
|-------|----------------|------|--------|
| し 尿 | 2,693キロリットル/年 | 定期収集 | 有料戸別収集 |
| 浄化槽汚泥 | 14,831キロリットル/年 | | |
| 合 計 | 17,524キロリットル/年 | | |

④ 施設概要

ア 一次処理

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 西部衛生センター |
| 所 在 地 | 金沢市東力町ハ3番地1 |
| 処 理 方 式 | 好気性消化一次処理方式 |
| 処 理 能 力 | 195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、 浄化槽汚泥160キロリットル/日) |

イ 二次処理

| | |
|---------|-----------------|
| 名 称 | 西部水質管理センター |
| 所 在 地 | 金沢市東力町ハ272番地 |
| 処 理 方 式 | 標準活性汚泥法 |
| 処 理 能 力 | 110,000立方メートル/日 |

ウ 焼却処理

| | |
|---------|--------------|
| 名 称 | 西部クリーンセンター |
| 所 在 地 | 金沢市東力町ハ284番地 |
| 型式・形式 | 全連続燃焼式ストーカー炉 |
| 処 理 能 力 | 350トン/日 |
| 炉 数 | 175トン/日×2基 |

エ 最終処分

| | |
|-------|-----------------|
| 名 称 | 戸室新保埋立場 |
| 所 在 地 | 金沢市戸室新保リ48番地1 |
| 埋立方法 | サンドイッチ工法 |
| 埋立容量 | 3,946,000立方メートル |
| 埋立残容量 | 1,563,000立方メートル |

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理、その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化、適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力、その他の活動を行う。

(3) 金沢市不法投棄防止対策員

不法投棄を未然に防止するためのパトロール業務及び早期発見・早期対応を図るため、山間地及び海岸や河北潟に面する地区に対策員を置く。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 変更登録年月日 |
|------|------------|--------------------|------------|
| 21 | 株式会社オキシ | 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目710番地 | 平成20年3月4日 |
| 24 | 株式会社石川住宅管理 | 金沢市福久町ハ22番地2 | 平成20年3月6日 |
| 8 | ニッコー株式会社 | 白山市相木町383番地 | 平成20年3月10日 |

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成20年3月21日から同年4月4日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成20年3月21日から同年4月11日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 地区計画等の種類 | 地区計画等の名称 | 地区計画等の位置 | 地区計画等の区域 |
|----------|---------------------|-----------------------|------------------|
| 地区計画 | 金沢港東部工業用地地区 地区計画 | 金沢市湊3丁目、近岡町及び御供田町の各一部 | 別図（登載省略） のとおり |

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成20年3月21日

金沢市長 山 出 保

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|-----------------------|
| 金沢市西泉4丁目41番から43番まで | 金沢市西泉4丁目83番1 山田 政義 |

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成20年3月21日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 山 | 形 | 紘 | 一 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 島 | 秀 | 雄 |
| 金沢市監査委員 | 宮 | 保 | 喜 | 一 |
| 金沢市監査委員 | 澤 | 飯 | 英 | 樹 |

1 定期監査（財産の管理等状況監査）

（その1）

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 平成20年2月25日 |
| (2) 措置を講じた部局等 | 教育委員会学校指導課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 平成18年8月21日（平成18年監査公表第22号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|---|
| 一部の小中学校において、理科実験用薬品の転倒防止等保管・管理に不備が見受けられたので、安全管理上、必要な措置を早急に講じる必要がある | 平成18年度中に、転倒防止を含めた薬品の保管及び管理の徹底について、各学校あて通知を行っている。 指摘のあった学校においては転倒防止策を実施済みであり、今後とも学校訪問時等を通じて薬品の適切な保管及び管理の徹底を図っていきたい。 |

（その2）

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 平成20年2月26日 |
| (2) 措置を講じた部局等 | 教育委員会学校指導課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 平成19年8月13日（平成19年監査公表第19号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置の内容（改善等内容） |
|--|---|
| 公有財産の管理に関し、一部の小中学校において、理科実験用薬品の転倒防止等保管・管理に不備が見受けられたので、安全管理上、必要な措置を早急に講じる必要がある。 | 薬品の転倒防止策が十分ではなかった学校については、薬品庫を床に固定する等の転倒防止策を講じた。 また、各学校に対して、理科薬品等管理マニュアルの作成・提出を求めるなど薬品の保管及び管理の徹底に努めている。 今後とも薬品の適切な保管及び管理に向け啓発を行っていきたい。 |

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第610回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月21日

金沢市農業委員会
農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成20年3月26日 午後3時

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認の申請について
- (4) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (7) 非農地証明願について
- (8) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成20年3月21日

金沢市消防長 川 村 外 志 夫

- 場所 金沢市中央消防署管轄区域内
- 日時 平成20年3月23日 午前9時から午前9時30分まで
- 場所 金沢市駅西消防署管轄区域内
- 日時 平成20年3月23日 午前10時から午前10時30分まで
- 場所 金沢市金石消防署管轄区域内
- 日時 平成20年3月23日 午前11時から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第5号

昭和50年公営企業告示第1号（金沢市公営企業出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成20年3月21日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

表を次のように改める。

| 金融機関名 | 所在地 | 取りまとめ店 |
|----------|-----------|--------|
| 株式会社北國銀行 | 金沢市下堤町1番地 | 本店 |

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

●金沢市公営企業告示第6号

昭和50年公営企業告示第2号（収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成20年3月21日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

表を次のように改める。

| 金融機関名 | 所在地 | 取りまとめ店 |
|-------------------------------|---------------------|--------|
| 金沢信用金庫 | 金沢市香林坊1丁目3番8号 | 本店 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区内幸町1丁目1番5号 | 金沢支店 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 金沢支店 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 金沢支店 |
| 株式会社北陸銀行 | 富山市堤町通り1丁目2番26号 | 金沢支店 |
| 株式会社福井銀行 | 福井市順化1丁目1番1号 | 金沢支店 |
| 北陸信用金庫 | 金沢市玉川町11番18号 | 本店 |
| 鶴来信用金庫 | 白山市鶴来本町1丁目ワ107番地の2 | 金沢支店 |
| 興能信用金庫 | 鳳珠郡能登町字出津ム字45番の1地 | 金沢支店 |
| 株式会社富山第一銀行 | 富山市総曲輪2丁目2番8号 | 金沢支店 |
| 株式会社福邦銀行 | 福井市順化1丁目6番9号 | 金沢支店 |
| 商工組合中央金庫 | 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 | 金沢支店 |
| 住友信託銀行株式会社 | 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 | 金沢支店 |
| 中央三井信託銀行株式会社 | 東京都中央区京橋1丁目7番1号 | 金沢支店 |
| 北陸労働金庫 | 金沢市芳齊2丁目15番18号 | 本店 |
| 金沢中央信用組合 | 金沢市上近江町15番地 | 本店 |
| 株式会社新生銀行 | 東京都千代田区内幸町2丁目1番8号 | 金沢支店 |
| のと共栄信用金庫 | 七尾市松物町35番地 | 鳴和支店 |
| 石動信用金庫 | 富山県小矢部市石動町13番13号 | 金沢支店 |
| 金沢市農業協同組合 | 金沢市松寺町未59番地1 | 本店 |
| 金沢中央農業協同組合 | 金沢市入江1丁目1番地 | 本店 |
| 株式会社ゆうちょ銀行(自動払込みの方法による場合に限る。) | 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 | 金沢店 |
| イオ信用組合 | 岐阜県岐阜市加納桜田町3丁目11番地2 | 金沢支店 |
| 中央商銀信用組合 | 横浜市中区蓬萊町2丁目3番地 | 金沢支店 |
| 石川県信用農業協同組合連合会 | 金沢市古府1丁目220番地 | 本所 |
| 石川県信用漁業協同組合連合会 | 金沢市北安江3丁目1番38号 | 本店 |

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗(代理店を除く。)とする。
ただし、株式会社みずほ銀行、商工組合中央金庫、住友信託銀行株式会社、中央商銀信用組合及び石川県信用漁業協同組合連合会において口座振替の方法による場合によっては、金沢市内に所在する本、支店に限る。

平成20年(2008年)3月21日 印刷

発行人

金 沢 市

平成20年(2008年)3月21日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)